

# 令和3年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

令和3年7月19日（月）

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村、藤田
	使用者側	綾田、窪田、友國、濱田、渡部

- 議 題
- (1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について
  - (2) 賃金改定状況調査結果の訂正について
  - (3) 香川県最低賃金改正に対する意見について
  - (4) その他

## ○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第2回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、すべての委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料No.1 (P1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

資料No.2 (P7) 賃金改定状況調査結果の訂正について

資料No.3 (P21) 2021年度香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書

資料No. 4 (P29) 2021 年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

資料No. 5 (P33) 2021 年度香川県最低賃金改定に対する意見書

資料No. 6 (P39) 令和 3 年度香川県最低賃金の改定に関する意見書

資料No. 7 (P43) 香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

資料No. 8 (P45) 委員からの追加要望資料

職業別 求人賃金、求職者希望賃金（2021 年 5 月分）

でございます。不足等はございませんか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題（1）の「令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」です。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい、それでは資料No. 1 (P1)の答申文書をご覧ください。

7 月 16 日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あてに、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が出されましたので、そのポイントについてご説明いたします。

まず、答申内容ですが、記以下となります。

- 1 令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、公益委員見解（別紙 1）及び目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示する。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることと

し、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待する。

- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

特に、業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

となっています。

次に、目安額ですが、次頁の別紙1の1にあるとおり、目安に関する小委員会において、7月14日に、今年度の引上げの目安額は、全国一律28円という結果で取りまとめられています。

続いて、目安小委員会における公労使の見解について説明いたします。

まず、4頁の別紙2の2「労働者側見解」をご覧ください。

労働者側の主張としては、

- ① コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、昨年度とは異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があり、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であるため、中賃の役割としてあってはならない。有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、「国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を達成すべきである。
- ② 日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金を引き上げており、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきである。
- ③ 処遇が高くないエッセンシャルワーカーも少なくなく、コロナ禍で働き続けていることに報いるためにも最低賃金の引上げを行うべきであり、

新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクなどの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきである。

- ④ 1年余のコロナ禍により、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの50倍となっており、賃金収入でしか返済の術はない。
- ⑤ 中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきである。
- ⑥ 以上を踏まえれば、時給1,000円実現のため、今年度は800円未達地域をなくし、Aランクは1,000円到達を達成する目安を示すべきである。併せて地域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因であり、地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきである。

次に、別紙2の3をご覧ください。

使用者側の主張は、

- ① 最初の緊急事態宣言から1年3か月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっている。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にある。
- ② 最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではない。
- ③ 今年度は、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきである。

- ④ 雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、最低賃金の引上げにより企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならない。
- ⑤ コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、これら経営者にとって、雇用を維持したいという切実な思いを切り捨てるものにほかならない。
- ⑥ 以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきである。

最後に、公益委員見解についてですが、2頁の別紙1の2をご覧ください。

まず、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行い、取りまとめられました。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、

生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0～3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行った。

こうした様々な要素を総合的に勘案し、検討を行った結果、資料No.1の答申がまとめられています。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

続きまして、議題(2)の「賃金改定状況調査結果の訂正について」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、説明させていただきます。資料No.2(P7)をご覧ください。

これは、7月7日開催の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会で提出された資料です。今年の7月1日の第2回目安に関する小委員会で提出された「令和3年賃金改定状況調査結果」に集計誤りがあったこと、また、令和2年の調査結果にも同様の誤りがあったことが示されています。

この賃金改定状況調査結果につきましては、中央最低賃金審議会と同じものを香川地方最低賃金審議会においても、香川県最低賃金専門部会において、審議資料として提出しています。

集計誤りの主な内容は、資料にありますとおり、第4表①②の産業計の「賃金上昇率」となります。香川県が属しておりますCランクの賃金上昇率は、令和3年調査結果は0.6%から0.5%に訂正され、令和2年調査結果は1.5%から1.3%に訂正されております。

令和3年調査結果につきましては、訂正後の資料を、この後開催する香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会に審議資料として提出する予定です。

令和2年調査結果につきましては、これが令和2年香川県最低賃金の改正に影響したか否かについて、ご審議いただきたいと思います。

今回の集計誤りの原因は、厚生労働省でのプログラムの改修ミスで、来年度以降の再発防止策として、作業手順及び作業体制の見直しを講じる予定とされております。

このような事態が発生しましたこと、深くお詫び申し上げます。

以上でございます。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

今回訂正された第4表は、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会において審議資料の一つとして参考にしていましたが、最低賃金額の検討は、当該第4表のみで決定したのではなく、様々なデータを総合的に勘案して決定していますので、今回の集計誤りによる令和2年度に改正した香川県最低賃金への影響はないものと考えますが、いかがでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

ありがとうございます。それでは、「賃金改定状況調査結果の集計誤りによる令和2年度改正の香川県最低賃金への影響はない。」という結論とさせていただきます。

次に、議題(3)の「香川県最低賃金改正に対する意見について」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

関係労使の意見聴取につきましては、6月30日に開催されました本年度第1回本審においてご承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。」と規定されております。

そして、第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部長、日本労



働組合総連合会香川県連合会会長、使用者側から香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長からそれぞれ意見書の提出がございました。

先ほどご確認いただきました資料No. 3～7（P21～43）でございます。No. 3～5（P21～37）は労働者側から、No. 6（P39）と7（P43）は使用者側からのものです。

よろしく申し上げます。

#### ○柴田会長

それではこの意見書について、慣例により労使の順に各側から説明と補足をお願いします。それぞれ時間は、一関係団体10分以内とさせていただきますので、時間厳守でよろしく申し上げます。

まず、労働者側である香川県労働組合総連合から資料No. 3、4（P21～31）のとおり意見書をいただいているところですが、本日傍聴されておりますので、お二人で10分以内で補足説明等をお願いします。

#### ○香川県労働組合総連合藤澤事務局長

ありがとうございます。手短かに説明させていただきたいと思います。

資料No. 3（P21）にも書いておりますが、昨年度の審議に当たっては、中賃から目安が示されない中で、引上げを決断していただいたことに大変感謝している次第です。しかし、まだまだ地方と大都市圏の差が大きくて、それによっていろいろな問題が発生しており、それらを改善するためにも格差を縮めてもらいたいということが一番の主眼です。その中で、最低賃金引上げの3つの視点として書かせていただいております。

一点目は、コロナ禍の現実社会を支える非正規雇用労働者が非常に多くて、雇用と収入の改善が必要だということです。エッセンシャルワーカーの比率が高く、その中でも特に女性の比率が高いということです。香川県の場合、ひとり親家庭のデータを見ると、母子家庭の比率が高く、一、二人の子どもがいて200万円以下の年収で生活されている方が多いということにも目を向けていただきたいと思います。

二点目は、悪化した現実社会の復興は、賃金改善による地域循環型経済の確立しかないと考えております。大企業の内部留保額は、バブル崩壊後も、リーマンショックの時も年々増え続けています。まだデータは出ていませんが、このコロナ禍の状態の中でも増えている状況が予想されており、今、金を出せるのは大企業しかないと考えています。大企業が下請単価を改善していただくだけで、中小企業の方々の賃金単価を上げることは十分可能と考えておりますし、大企業の賃金を改善することにも大きく繋がっていくと考えております。

三点目は、先進国では当たり前の経済対策として、最低賃金引上げと中小企業支援がセットで行われているということです。このコロナ禍でもアメリカ大統領は最低賃金引上げの大統領令に署名しましたし、ドイツ、フランス、イギリス等も1300円台への引上げを行おうとしています。引上げに伴って、国の施策として中小企業への支援策を多額の資金をかけて行っています。日本にも制度はありますが、制度自体が複雑で利用実績が少ない状況ですので、この部分の改善を是非ともお願いし、労働局には上部機関への上申をお願いしたいと思っております。

次に、最低賃金の議論に必要な資料として、最低賃金を引き上げるとどうなるのかという資料が一切ありません。私どもで、最低賃金が1500円になるとどうなるのかという試算調査をしてみました。1500円に引き上げるには17兆円必要ですが、経済効果は40兆円近くまで上がりますので、経済波及効果は相当大きくなると思います。香川県に依頼すれば、「経済効果調査」をやっていただける可能性がありますので、労働局から香川県へ資料を提供していただきたいと思います。

それから、いつも述べていることですが、「労働者の生計費」を表す資料として、中賃が示している資料は非常に曖昧な資料だと考えます。年々、年ごとの指標額がどんどん変わっていくにもかかわらず、その変わった理由が示されていない資料となっています。私どもは、毎年、最低生計費調査を行っており、その中で、どこで暮らしても生計費は同じだという結果が出ています。細かい資料は資料No.3にありますので、後ほどご覧いただ

ければ有難いと思います。

#### ○香川県労働組合総連合女性部吉田幹事

コロナ禍の中でエッセンシャルワーカーが、安心・安全な社会生活のために大変頑張ってくれていますが、大変低賃金になっています。労働者の平均が30万円であるのに、この方たちは25万円にも満たない賃金になっています。そして、エッセンシャルワーカーは女性が多いのが特徴です。厚生労働省の2020年の調査では、保育士の94.4%、介護職員の64.9%、看護助手の85.1%が女性労働者です。ですから、最低賃金の引上げは、女性にとってとても大切なことです。また、女性と子どもの貧困にとっても最低賃金の引上げは重要です。

ここで、私が知っている、あるひとり親家庭のお子さんの話をさせていただきます。母親は、子ども3人を抱えて、朝から晩まで仕事をしていました。その子は、朝食を食べて学校に行くことができず、授業の1時間目からお腹を空かせている状態でした。水光熱費の節約のため、お風呂は家族4人全員で一緒に入っていました。お金がなくて普通のリコーダーが買えず、100円ショップで購入したリコーダーを使っていました。夏休みには、昼食はそうめんだけを食べていたそうです。

そんな状況だと、勉強するにも不利な状況で、低学力になってしまいます。そうすると、日本の高い学費を考えますと、大学などの高い教育が受けられないということで、将来の低賃金や貧困が繰り返されるということになってしまうと思います。ですから、女性の賃金を上げるためにも、最低賃金を上げることが大切になってきます。

それから、男女の貧困の格差是正ですが、ジェンダーギャップの指数で日本は120位となっています。その大きな要因が男女の経済格差です。女性労働者の6割が非正規雇用労働者で、この方たちは、男性正規労働者の3割弱の賃金しかありません。ジェンダー平等の実現のためにも最低賃金の引上げは必要です。

低賃金は、将来の女性の低年金にも繋がります。老後も自分らしく暮ら

せなくなってきました。本当は離婚したいが、自分だけの年金では暮らせないので、我慢して夫と一緒にいるという話も聞きます。ですから、将来、自立できる年金額の保障のためにも、最低賃金の大幅引上げが必要です。

資料に私どもが行ったアンケートを載せております。香川県の最低賃金 820 円で暮らせるかというアンケートでしたが、ほとんどの人が暮らせないという回答でした。是非とも最低賃金の引上げをお願いしたいと思いません。

#### ○柴田会長

ありがとうございました。

次に、資料No. 5 (P33)の意見書をいただいている労働者側である日本労働組合総連合会香川県連合会からお願いします。

#### ○立石委員

2021 年度香川県最低賃金改定に対する意見書を会長に代わりまして代読させていただきます。

記、以下になりますが、賃金は、労働者にとって生活の糧であり、最も重要かつ根源的なものです。雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活が営める水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、高松市の 20～40 歳単身世帯の生活保護基準 108,460 円との比較を考慮のうえで、労働の対価にふさわしい賃金のセーフティネットたる最低賃金額の引上げは極めて重要です。5 月には、上場企業の昨年度の決算がほぼ出そろい、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、最終的な損益が「増益」の企業が 50%以上となる「K字型」回復だとも言われており、いわゆる「巣ごもり需要」を取り込んだ企業も最終利益を大幅に伸ばしています。コロナ禍から県内経済を復旧し再び成長軌道にのせるためには、雇用の安定とともに、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、

内需を拡大していくことが必要です。そのためには、最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することが不可欠であります。また、厳しい環境下での最低賃金の引き上げは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると考えます。

香川地方最低賃金の改定にあたりましては、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、香川県における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、適正な水準確保をめざした取り組みを進めてまいりたいと考えています。また、生計費としては連合リビングウェイジ、香川県は時間額 950 円を重視し、「セーフティネットとしての実効性の高い水準」をめざしたいと考えています。さらに、連合香川は、誰もが将来の生活に希望を持てる社会を実現するため、時給「誰もが 1,000 円」以上の早期実現をめざしていきたいと考えています。

連合の 2021 春季生活闘争 5 月の第 5 回回答集計においては、有期・短時間・契約等労働者の賃上げは、加重平均で時給 21.88 円、月給で 4,442 円となり、引上げ率は概算で 2.13%、2.03%となっています。これは、一般組合員の平均賃金方式の引上げ率 1.81%を大きく超えており、実体面でも有期・短時間・契約等で働く者の待遇改善が進められています。また、連合香川では、2021 春季生活闘争 6 月 1 日の回答集計において、要求交渉を行った組合の 44 組合のうち 33 組合が回答を引き出しました。賃金カーブ維持相当分を含む額は、昨年同時期比 2,274 円増の 4,625 円、2.01%となり、賃上げ分では昨年同時期比 235 円増の平均 1,343 円を獲得しました。その中では、地場組合 100 人から 299 人において、賃金カーブ維持相当分を含む額は昨年同時期比 2,647 円増の 5,100 円、99 名以下の組合では、昨年同時期比 5,503 円増の 7,023 円と総じて昨年を上回る状況にあり、企業労使では真摯な交渉により賃上げを実現しています。この結果からも、有期・短時間・契約等で働く者の待遇改善のアプローチを進めていかなければなりませんし、最低賃金の引き上げをはかることで、三位一体でその流れを加速させるべきです。

コロナ禍により、経済・社会・雇用情勢は厳しい状況が続いているもの

の、最低賃金の抱える構造的課題は不変です。最低賃金の引上げと雇用の維持を二律背反でとらえるべきではなく、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、最低賃金法9条に定める企業の「通常の事業の支払い能力」を高めることが必要です。なお、当該環境整備に向けては、政府の各種支援策の利活用状況等を踏まえた効果等を踏まえた上で、一層の制度拡充が必要です。

最後になりますが、香川県において2021年度の改正審議の中で最低賃金水準の改善が図られることを心から期待申し上げ、2021年度香川県最低賃金改定に対する意見とします。

#### ○柴田会長

ありがとうございました。

次に、使用者側である香川県経営者協会からお願いします。

#### ○窪田委員

経営者協会の窪田でございます。使用者側の意見について、代表して述べさせていただきます。タクシー協会の意見書も引き続き述べさせていただきますと思います。

現在、新型コロナウイルスの感染は、国だけでなく、各自治体や企業・団体ならびに国民全体がさまざまな取り組みを行っているところですが、ワクチンの接種に遅れが生じるなど、収束については予断を許さない状況にあります。内閣府が6月に発表した「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によれば、「日本経済の基調判断として、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」として判断を据え置き、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。」としているところです。

一方、最低賃金については、引き上げに関する政府方針により、平成 28 年から令和元年まで 4 年連続 3 % 台の大幅な引上げが続いております。そうした中、昨年度は、中央最低賃金審議会において、現状水準を維持することが適当として金額の目安が示されず、香川地方最低賃金審議会においても、使用者委員として現状維持を主張しましたが、審議の結果、プラス 2 円の引上げとなりました。

新型コロナの影響は継続的に続いており、感染者数の高止まりや感染力が強いとされる変異型のウイルスの広がり、緊急事態宣言をはじめとするさまざまな制限など、依然として、宿泊・飲食や交通産業をはじめとした各種企業、特に中小・零細企業を取り巻く経営環境の厳しさは続くものと考えられます。

香川県内では 2 万 7 千件を超える雇用調整助成金の申請があり、これら助成金の活用や金融機関の融資による資金繰りを行っている中小・零細企業の厳しい経営実態と、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、最低賃金の引き上げには慎重な審議を強く望むものであります。

企業の景況感についてですが、日銀が 7 月 1 日に発表した 6 月の短観では、業況判断指数（D I）は、緩やかに改善しているものの、中小企業を見ると、全体として業況判断が「悪い」状況である。業種別にみても、宿泊・飲食は、業況、資金繰りともに厳しさが持続しているとされています。日銀高松支店の香川県の短観では、全産業で 2021 年 3 月調査からは 9 ポイント上昇したものの、マイナス 12 となっており、また、3 か月後の予測については、全産業でマイナス 17 と、悪化の見通しとなっています。さらに、7 月 5 日に日銀が発表した 7 月の地域経済報告では、四国の景気判断を「持ち直しのペースが鈍化している」として、2020 年 7 月以来 1 年ぶりに判断引き下げを行いました。

高松商工会議所による令和 3 年 4 月～6 月期の管内景気動向調査によると、今期の景気判断 D I は、前期比ベースでは、製造業、卸売業、サービス業で回復の兆しがみられるものの、残りの業種では、マイナス幅が拡大

しました。先行きについては、来期見通しの景気動向指数で、製造業と小売業で回復が見込まれるものの、建設業、サービス業で、マイナス幅が拡大する予想となり、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、依然として厳しい景況感が続いています。

また、新型コロナウイルスによる経営への影響については、「マイナスの影響が出ている」あるいは「今後出る懸念がある」との回答が89%ありました。

四国経済連合会が6月24日に発表した2021年4～6月期の四国の景気動向調査によると、景気を「低迷・底ばい」または「下降」とみる企業は75%で、前期（1～3月期）比で3ポイント増加し、景況感に足踏みが見られます。

2021年春の賃上げについて経団連、連合の発表を見てみますと、経団連が発表した大企業の第1回集計では、アップ率は昨年の2.03%を0.21ポイント下回る1.82%となっています。また、中小企業の賃上げの第1回集計では、1.72%のアップ率では前年と同率でしたが、妥結額は若干減少しています。さらに、連合が7月5日にとりまとめた2021年春季労使交渉の集計では、平均賃上げ率は、前年比0.12ポイント低下の1.78%で、2年連続で2%を下回ったとしています。

全国及び香川県内の雇用情勢ですが、総務省が発表した5月の完全失業率は3.0%で、前月から0.2ポイント悪化しております。

香川県においては、5月の有効求人倍率は1.34倍であり、前月から0.01ポイント低下し、2か月ぶりに前月を下回り、香川労働局の情勢判断として、「求人は弱含んでおり、求職者の増加の兆しもあいまって、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」としています。コロナ禍前の2019年5月の有効求人倍率は、全国では1.62倍、香川では1.83倍であり、ともに急落しています。

最後に、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、4月15日に、3団体の連名で最低賃金に関する要望をとりまとめ、その内容を公表しました。新型コロナウイルスの感染拡大により、世界経済



は甚大な影響を受けており、わが国においても足下の景況感は極めて厳しく先行きの見通しも立たない、まさに危機的な経済情勢が続いており、多くの企業が苦境の中でギリギリの経営努力を続けている。そのため、コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業・小規模事業者の資金繰りや事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むべきであり、今年度は、足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」することを要望しています。

むすびとして、新型コロナウイルス感染症により、1年以上にわたり経済活動が制約され、景気の動向、賃上げや各種の経済指標が改善していない現状や、今後の感染収束やさまざまな影響も見通せない中、特に宿泊・飲食、交通等の業種や、感染拡大地域の取引先や顧客を有する企業にとっては、大幅な業績の回復は厳しい状況にあります。懸命に雇用と経営を死守しようとしている中小・零細企業の経営実態を考慮すれば、官民、労使で「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先とすべきであり、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用される最低賃金については、引き上げる状況にはないと考えられ、重ねて慎重な審議を望むものであります。

経営者協会からは以上でございます。

続いて香川県タクシー協同組合からの意見につきまして、窪田が代読させていただきます。

タクシー業界は労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、最低賃金の引上げの影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっており、このままではタクシー事業を継続できるのか極めて憂慮しているところです。

賃金の引上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えております。

タクシー業界は、我が国の経済状況の影響を強く受け、長期的に利用客が減少し、需給バランスの均衡を欠くとともに乗務員の労働条件が著しく

悪化しました。

中小企業が大半を占めるタクシー業界においては、景気回復を実感できる状況には全くなく、昨年からの新型コロナウイルスの影響により事業収入は大幅に減少している状況であり、タクシー事業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況が続いております。

つきましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になお斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、最低賃金の改定にあたりましては、慎重のうえにも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げますと結ばれております。

最後に、先日、中央最賃の審議結果として、全国加重平均 3.1%増の一律プラス 28 円という引上げの目安が出されましたが、使用者にとっては、驚くべき引上げ額で、事業者の苦境や今後の雇用維持の懸念等を勘案しますと、とても納得できる額ではないと考えるところです。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の労使各側の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

○大島委員

2点ほど質問があります。

まず、資料No.7の「賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えております。」という部分ですが、そういう考え方もあるのかなとは思いますが。一方で、1997年に日本の平均賃金は一番高い状況になり、その後は平均賃金が下がってきているという状況が十数年続いています。日本経済はデフレに落ち込んでいて、生産性を上げてから賃金の引上げを行うということであれば、なかなか前に進めないと思います。そういう状況であれば、先に賃金を上げて、それを好循環させて生産性を上げていくというやり方もあると考えます。

次に、窪田委員の「28 円引上げの目安に納得できない」というご意見ですが、これまでの審議において、公労使各委員が考える引上げ額が全く同じということにはなかったと思います。それでも、公労使それぞれが真摯な論議を経て、論議を尽くしたうえで金額を出してきました。窪田委員のご意見は、我々がこれまでやってきたことは一体何だったのだろうと思わされてしまいます。理解できるようにご説明をお願いします。

#### ○窪田委員

まず、一つ目は香川県タクシー協同組合の意見書に対するご質問ではありますが、生産性の向上と賃金の引上げの関係につきましても、生産性の向上が先なのか、賃金の引上げが先なのか、労使の立場で異なる考え方があることは理解します。

次に、二つ目のご質問ですけれども、中央最低賃金審議会が決まったという話が7月17日の四国新聞にも掲載されています。小委員会でも28円という金額が出て、中央最低賃金審議会の答申決定の際、経営側委員が採決を求め、経営側4人が反対しております。反対少数で答申が決まりましたけれども、採決となるのは異例ということです。中央最低賃金審議会でも経営側が納得して28円になったというわけではないことをご理解いただきたいと思います。

#### ○大島委員

これまでの地方審議会においても、経営者側反対、労働者側反対というのは常にあった話であって、その中で真摯に論議し、お互いの意見を尊重するというのがこれまでの考え方であったと思いますので、この考え方をきちんと踏襲していただきたいと思います。また、論議を尽くしたうえで出した金額については、納得いかないかもしれませんが、理解はしないといけないのではないかと思います。

#### ○柴田会長

いろいろなご意見があるかと思いますが、一つ目は、経営者側の意見をご紹介いただいたということ、そして、二つ目は、中央最低賃金審議会における経営者側の状況をお伝えいただいたということによろしいでしょうか。

○窪田委員

はい。

○柴田会長

ほかに何かありますか。

○立石委員

中央最低賃金審議会の目安の状況は、事務局から公益の先生方に詳しく伝えられているのでしょうか。

○労働基準部長

事務局の取組ということで説明しますと、会長に対しましては、本日の本審の前に状況説明を行っておりますが、他の公益代表委員につきましては、メール等でのやりとりとなっております。

○柴田会長

私が承知しておりますのは、この資料No. 1の域を出るものではないと言いますか、この資料の内容で十分かと思っております。

よろしいですか。

それでは、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

第1回本審で大島委員からご要望のありました香川県内の求人賃金の資

料をお配りしております。資料No. 8 (P45)「職業別 求人賃金、求職者希望賃金」でございます。香川県内の求人賃金をフルタイムの月額とパートの時間額に分けて、それぞれ上限額と下限額を表したものでございます。こちらの資料は、この後開催する香川県最低賃金専門部会においても資料として提出しております。

次に、今後の審議日程についてですが、7月27日(火)午後1時15分から同じくこの会議室において第3回本審を開催することとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○柴田会長

ただ今事務局より、追加資料と今後の審議日程について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

他にご意見がなければ、次回の本審は、ただ今説明がありましたとおり、7月27日(火)午後1時15分から開催するというところでございますので、よろしくお願い致します。

それでは、第2回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——